平成31年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目・関連科目】

9月	憲法	問題	第1問　次の中から一つを選んで、それについて説明しなさい。 1．非訟事件手続法に基づく過料の決定に対する不服申立手続において公開の対審が保障されていないことの憲法適合性 2．処分的法律（措置法）の合憲性 3．特別区の区長の公選制を廃止することの合憲性
			第2問　最高裁は、次の法律の条文をどのように解釈しているか、また、これらの条文の合憲性について、いかに論じているか。少なくとも二つの最高裁判決を挙げつつ、出来るだけ詳細に説明しなさい。 国家公務員法 （政治的行為の制限） 第102条　職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。 （罰則） 第110条　次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 19　第102条第1項に規定する政治的行為の制限に違反した者
		出題の意図	第1問　憲法学における統治機構論の分野に関して、基本的知識を問う問題である。
			第2問　人権分野における重要判例について、その基本的知識と理解を問う問題である。
2月	憲法	問題	第1問　次の中から一つを選んで、それについて説明しなさい。 （1）大権事項 （2）国会に対する内閣の責任 （3）憲法訴訟の当事者適格
			第2問　Xは、外国籍の映画監督であり、隠しカメラ等で撮影したフィルムを使用した反捕鯨映画の監督として世界的に知られている。Y町は、日本の地方公共団体である。Y町には古式捕鯨の伝統があり、Y町は、捕鯨の理解・普及を目的とした博物館（以下「本件博物館」という。）を設置・管理している。Xが本件博物館への入館を申し込んだところ、Y町は拒否した（以下「本件撮影拒否」という。）。その理由は、本件博物館は館内撮影禁止であるところ、Xが撮影行為をするおそれがあるから、というものであった。撮影目的の入館を拒否できることは、Y町の条例に定められている。 　本件撮影拒否の憲法上の問題点を論ぜよ。
		出題の意図	第1問　憲法学における統治機構論の分野に関して、基本的知識を問う問題である。
			第2問　憲法学における人権論の分野に関して、基本的知識を具体的事例に則して展開する能力を問う問題である。

平成３１年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目（研究者養成プログラム用）】

９月	憲法	問題	A県にはため池が多く存在していたが、しばしば大雨によりため池を取り囲む堤とう（土手）が決壊し、周辺住民の身体や財産に損害が出ることもしばしばあった。A県が堤とうが決壊する要因を専門家に依頼し、調査したところ、堤とうに農作物が植えられた場合、堤とうの地盤が柔らかくなり、その強度が弱くなることが判明した。そこで、A県は、ため池の提とうの上に農作物を植えることを禁止し、その違反者には2年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金を科すとのいわゆる「A県ため池条例」を制定した。Xは、先祖代々、ため池甲の堤とうについて所有権を有しており、そこで野菜や果物などを植えて生計を立てていた。XはA県ため池条例が制定された後も、自身が所有する堤とうのうえで、作物を植え続けたところ、A県ため池条例違反として逮捕、起訴された。Xは、①「A県ため池条例」は憲法29条1項で保障された財産権を侵害するものであり、違憲である、②憲法29条2項に基づき私有財産の制限は法律によらなければならないところ、A県ため池条例は法律ではない、③私有財産を公共のために用いるには憲法29条3項に基づき正当な補償が必要であるが、A県ため池条例には損失補償の規定がなく無効であるなどの主張をおこなっている。あなたがこの事件の裁判官であった場合、当該訴訟においてどのような判決をすべきと考えるか答えなさい。
		出題の意図	憲法学における人権分野に関して、判例も含めた基本的知識を有しているかどうか、および、基礎的な事例に即して、基本的知識の適用ができるかどうかを問う問題である。

平成３１年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目・関連科目】

<table>
<tr><td rowspan="5">９月</td><td rowspan="5">行政法</td><td rowspan="2">問題</td><td>第１問　XはP県内の公有水面P湾において大規模レジャー施設建設事業（以下「本件事業」という。）を目的とする公有水面埋立を計画し、P県知事P1に公有水面埋立法（以下「法」という。）２条1項に基づく公有水面埋立免許を出願した。同事業はP県内において激しい政治的対立を引き起こしたが、P1はXの出願は法４条１項の要件を全て充たしていると判断してXに対する免許処分（以下「本件免許処分」という。）を行った。その直後に実施された選挙においてP1は、同事業反対派が擁立したP2に敗れ、P2が新知事となった。
新知事P2としては、(1)本件事業は公益性が乏しいことに加えて集客も見込めず、P県にとって将来の重荷になる。免許を与えるという前知事P1の判断は法4条１項１号の要件に関する裁量権の行使を誤っていたか、あるいは、少なくとも実質的に妥当性を欠いていたのではないか。(2)本件事業はP湾の貴重なサンゴ礁を破壊するおそれがあるため、法4条1項2号の要件を充たさないのではないか。その点に関する前知事P1の法的判断は誤っていたのではないか。(3)本件免許処分後においてXの工事準備段階の調査で、埋立用地周辺の地盤の脆弱さが明らかになった。埋立工事は災害をもたらす可能性があるのではないか　と考えている。そのためP2は、本件免許処分の職権取消し又は撤回を検討している。
行政処分の職権取消しと撤回の法的性質の相違を踏まえた上で、
（ア）P2は本件免許処分の職権取消し・撤回のいずれか又は両方を適法に行うことができるか、その際の理由として(1)-(3)をあげることができるか、検討しなさい。
（イ）仮にP2が本件免許処分の職権取消しを行い（以下「本件取消処分」という。なお、撤回の場合については検討する必要はない）、Xが本件取消処分に対して取消訴訟（以下「本件取消訴訟」という）を提起したとする。この場合において、本件取消訴訟の審理判断のあり方に関する以下の見解について論評しなさい。

「本件取消処分の適否を判断するに当たっては、本件取消処分に係るP2の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用が認められるか否かではなく、本件免許処分がされた時点における事情に照らし、P1がした本件免許処分に違法又は不当が認められるか否かを審理判断すべきであり、本件免許処分に違法又は不当が認められない場合には、P2による本件取消処分は違法となる。」
＜参考法令：公有水面埋立法＞
第一条①　本法ニ於テ公有水面ト称スルハ河、海、湖、沼其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ国ノ所有ニ属スルモノヲ謂ヒ埋立ト称スルハ公有水面ノ埋立ヲ謂フ
第二条①　埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事（略）ノ免許ヲ受クヘシ
第四条①　都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ
一　国土利用上適正且合理的ナルコト
二　其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト
（以下略）
第三十二条　左ニ掲クル場合ニ於テハ第二十二条第二項ノ告示（注：竣功認可の告示）ノ日前ニ限リ都道府県知事ハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ対シ本法……ニ依リテ其ノ為シタル免許其ノ他ノ処分ヲ取消……シムルコトヲ得
二　埋立ニ関スル法令ニ依ル免許其ノ他ノ処分ノ条件ニ違反シタルトキ
（略）</td></tr>
<tr><td>第２問 「取消訴訟の対象としての行政処分は具体的法効果を有することが必要であり、一般的抽象的な効果を有するに止まる行政活動には処分性が認められない」という命題について、具体的な事例を挙げて検討しなさい。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出題の意図</td><td>第１問　職権取消しと撤回の法的性質の相違を踏まえた上で、具体的な事例に則して、それぞれの要件、裁判所における審理のあり方などについて論じさせる問題である。</td></tr>
<tr><td>第２問　取消訴訟の対象としての行政処分の概念について、一般的抽象的法効果との関係で、具体的な事例を挙げて論じさせる問題である。</td></tr>
</table>

平成３１年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目（研究者養成プログラム用）】

			A電力会社は、原子力規制委員会から、原子炉等規制法23条1項に基づく試験研究用等原子炉の設置許可を受けた（以下、「本件許可処分」という）。当該原子炉は、B県内に設置予定である。これに対して、B県住民のなかから反対の声があがり、県外の者とともに、本件許可処分の取消訴訟を提起しようとする動きになりつつある。 原子炉設置に反対する者のうち、以下の3者それぞれについて、本件許可処分の取消訴訟の原告適格が認められそうかどうかを、現在の最高裁判例の見解に沿って検討しなさい。必ず、行政事件訴訟法および原子炉等規制法の条文と関連付けて説明すること。 X1: 原子炉設置予定地から5キロメートルの範囲内に居住する住民であり、裁判所では、「自分が原子炉事故の被害を受けるという不安が拭えないのに、原子力規制委員会が設置を許可したことは違法だ」と主張したいと考えている（なお、X1の居住地は、原子炉が炉心崩壊その他の事故を起こした場合には最初に避難が命令されるべき範囲に含まれていることを前提として、検討すること）。 X2: B県から2つ隣の県に居住する住民であり、裁判所では、「自分が原子炉事故の被害を受けるという不安が拭えないのに、原子力規制委員会が設置を許可したことは違法だ」と主張したいと考えている（なお、X2の居住地は，原子炉が炉心崩壊その他の事故を起こしたときに、避難の対象として想定されている範囲を遙に超えたところにあることを前提として、検討すること）。 X3: B県から10の府県を隔てた東京都に居住する住民であり、原子炉事故の被害を受けるという不安を抱いているわけではないが、平和利用に関する不安を抱いており、裁判所では、「本件原子炉から出る核廃棄物がテロリストに流れることの防止策が不十分で、結果として本件原子炉が、平和の目的以外に利用されるおそれがあるにもかかわらず、原子力規制委員会が設置を許可したことは違法だ」と主張したいと考えている（なお、X3の居住地は、原子炉が炉心崩壊その他の事故を起こしたときに、避難の対象として想定されている範囲を遙に超えたところにあることを前提として、検討すること）。 【参照条文】 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）

平成31年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

9月	行政法	問題	（目的） 第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。 （設置の許可） 第二十三条①　発電用原子炉以外の原子炉（以下「試験研究用等原子炉」という。）を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。 ②　（略） （許可の基準） 第二十四条①　原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一　試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。 二　その者（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。 三　試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。第四十三条の三の五第二項第七号を除き、以下同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。 ②　原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。
		出題の意図	取消訴訟の原告適格の有無の判定を，異なった原告の類型ごとに検討するもので，最高裁判例の理解を問うものである。

平成３１年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目・関連科目】

９月	刑法	問題	第１問　早すぎた結果発生について、具体的な例を挙げて説明しなさい。
			第２問　＜強いて性的な交渉を迫る意図を隠して、女性をドライブに誘って車に同乗させた場合＞には、どのような罪責を検討すべきか？問題となりうる罪名を示し、自由に対する罪の相互関係を説明しなさい。
		出題の意図	第１問　行為者が第2行為により結果させようとしたが、第１行為によって結果が発生した場合について、具体的な例を素材として、行為者の罪責を理論的に検討することが求められる。
			第２問　自由に対する罪に関する知識を試す意味で，＜わいせつ目的の偽計勧誘＞の扱い方を問う。通例，監禁罪（刑220）の問題とされるが，わいせつ目的誘拐罪（刑225）や強制わいせつ未遂罪（刑180,176）との対比ができれば，より高く評価する。

平成３１年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目・関連科目】

９月	労働法	問題	第１問　組合活動の民事免責について論じなさい。
			第２問　年次有給休暇を取得したことを理由とする不利益取扱いが許されるかどうかについて、具体例を挙げながら、論じなさい。
		出題の意図	第１問　団体行動権が保障されていることの法的意味についての理解を問う。
			第２問　休暇や休業の権利を行使したことを理由とする不利益な取扱いがどのような場合に許されるかという問題は、従来から議論されてきており、近年特に注目を集めている。本問は、このテーマに係る諸問題のうち年次有給休暇を理由とする不利益な取扱いの許否に焦点を絞り、労働法の基礎的知識を有することを確認するものである。

平成３１年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目・関連科目】

９月	社会保障法	問題	第１問　公的年金制度（国民年金および厚生年金）が近年、抱えている課題を一つ挙げて、その対応策も含めて説明しなさい。
			第２問　労働者（社会保障法では「被用者」ということが多い）の私生活上の怪我、病気の治療を行うために整備されている社会保険制度は何か、簡単に紹介しなさい。また業務上の怪我や病気については、これとは別の制度が適用されるが、その制度は何という制度か、答えなさい。
		出題の意図	第１問、第２問、共に、社会保障制度のうち最も一般的である公的年金、公的医療保険に関する基礎的な知識を問う問題である。あえて一般的な文言での問いとし、回答可能な範囲を比較的広く想定している。

平成31年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目・関連科目】

9月	国際法	問題	第1問　国家承認の効果・機能を巡る創設的効果説と宣言的効果説について論じなさい。
			第2問　犯罪取締条約における「引渡か訴追か」の義務について述べなさい。
		出題の意図	第1問　国家主権に関する基本原則についての知識を確認する設問である。
			第2問　国際刑事法の重要な制度について、近時の判例学説の動向を把握しているかどうかを確認する設問である。
2月	国際法	問題	第1問　領域紛争における時際法の法理の機能について説明しなさい。
			第2問　個人の国際犯罪概念について、歴史的な経緯を踏まえて説明しなさい。
		出題の意図	第1問　国際法の基本原則についての知識を問う問題である。
			第2問　国際刑事法の基本原則についての知識を問う問題である。

【専攻科目（研究者養成プログラム用）】

9月	国際法	問題	集団的自衛権の法的性質と行使要件について述べなさい。
		出題の意図	国際法の基本原則についての知識を確認する設問である。
2月	国際法	問題	国際司法裁判所の選択条項受諾宣言について説明しなさい。
		出題の意図	国際司法裁判所の基本的手続についての知識を問う問題である。

平成31年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目・関連科目】

2月	国際私法	問題	第1問　国際私法上の準拠法決定、国際民事手続法上の外国判決承認と、国際法上の国家承認の関係について説明しなさい。
			第2問　民事訴訟法118条1号にいう「裁判権」の意義、及びその具体的判断方法について説明しなさい。
		出題の意図	第1問　国際私法上の準拠法決定及び国際民事手続法上の外国判決承認の趣旨・目的（判決の国際的調和、跛行的法律関係の発生防止）をふまえ、それと国際法上の国家承認とを関係づけることの問題点を説明することが求められる。
			第2問　民事訴訟法118条1号の趣旨（判決国による過剰管轄権の行使から敗訴被告を事後的に保護すること）を確認したうえで、1号にいう「裁判権」には国際法上の裁判権と国際民事訴訟法上の間接管轄が含まれること、後者の判断にあたっては、上記趣旨に鑑み承認国の基準によること、具体的には承認国の直接管轄規則によること（あるいは独自の間接管轄規則によること）が説明されなければならない。

平成31年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目・関連科目】

9月	ロシア法	問題	第1問　ロシア憲法史に関する任意のテーマ（時代は現代ロシアのみならずソ連時代や帝政ロシア時代でも可）を設定し、自由に論じなさい。
			第2問　ソヴィエト国家と法の思想的基盤について、知るところを自由に述べなさい。
		出題の意図	第1問　体制転換を経てきたロシアは現代型の憲法を有し、立憲主義を掲げているが、その統治の権威主義化が指摘されるなど、ロシアの国家体制は様々な問題を抱えている。この問題を、憲法史という視点から、いかに理解し得るのか。権力分立の問題にせよ、人権の問題にせよ、司法権の役割にせよ、過去のソ連体制との異同を念頭に置きつつ、論じさせることによって、ロシア法についての基本的素養をみる。
			第2問　ソ連時代の法制度は、すでに過去のものになったが、その法文化的な特徴は、現代ロシアにも受け継がれている。ロシア法を学術的に研究するには、その歴史的背景についての教養も欠かせない。本問では、ソヴィエト法に影響を与えたマルクス主義やレーニン主義の国家観、法の機能をふまえることを通して、ソヴィエト法の思想的根源についての知識をみる。

【専攻科目（研究者養成プログラム用）】

9月	ロシア法	問題	2014年のロシアによるクリミア編入について、西側諸国では、国際法違反、力による現状変更という批判が支配的であるが、それに対してロシア国内では、どのような対抗言説が展開してきたのか、知るところを述べなさい。
		出題の意図	近時、ロシアと西側諸国の関係は悪化してきており、一部では新冷戦などとも言われているが、かつてのような資本主義と社会主義とのイデオロギー対立という軸は見られず、ロシアもまた法の支配や国際法の役割を否定しているわけではない。そうしたなか、2014年に起きたロシアによるクリミア編入をめぐっては、どのような言説の対立が見られるのか。そうした分析を通して、本問は、ロシアの姿勢を単に通り一遍に批判するだけでなく、内在的に把握することを意図している。

平成31年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目・関連科目】

9月	政治過程論	問題	第1問　国会議員の活動は、議会周辺と選挙区に分けられる。議員は再選のために、議会と選挙区それぞれでどのような活動を行っているのかを解説せよ。
			第2問　日本の政官関係は官僚優位制から政治主導に変化しつつあるとの評価がある。官僚優位制、政治主導それぞれの内容を説明したうえで、官僚優位制から政治主導への変容の要因を説明せよ。その際、「内閣人事局」を用いること。
		出題の意図	第1問　議員の活動を理論的にとらえる能力を問うた。
			第2問　日本政治についての現状把握と制度的視点に関する理解を問うた。
2月	政治過程論	問題	第1問　議員は、議会での投票態度の決定にあたって、有権者と政党の両方からの圧力を受け、ときに双方からの圧力が相反する状況がある。そうした状況の具体例をあげたうえで、有権者からの圧力を優先した場合と、政党からの圧力を優先した場合それぞれについて、議員が直面する状況を説明せよ。
			第2問　日本は、国レベルでは小選挙区比例代表並立制（衆議院）と議院内閣制が採用されているのに対し、都道府県や市町村レベルでは中選挙区中心の選挙制度と二元代表制が採用されている。こうした国と地方の間での制度の不一致は、特に国レベルの政党システムや議員の誘因や行動（政党への忠誠や政策実現）にどのような影響を与えているのかを説明せよ。
		出題の意図	第1問　議員の行動の規定要因についての理論的・実証的理解を問うた。
			第2問　制度の理解および日本政治を制度論的視点から分析する能力を問うた。

【専攻科目（研究者養成プログラム用）】

9月	政治過程論	問題	日本の自由民主党内の派閥の数、名前（領袖を冠した名称、正式名称いずれでも良い）、系譜について、歴史的に簡潔な記述をせよ。次に、派閥はなぜ存在し、どのような機能をもつのかについて、中選挙区時代と小選挙区比例代表時代を対比しつつ説明せよ。
		出題の意図	政党組織およびそれへの制度的視覚についての理解度を問うた。

平成３１年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目・関連科目】

９月	行政学	問題	第１問　1980年代以降、NPM改革がガバナンスに大きな影響を与えたといわれている。NPMとは何か、ガバナンスとは何かを説明した上で、NPM改革がいかなる影響をガバナンスに与えているのか、論じなさい。
			第２問　公共サービスの提供に直接携わる主体は、今日、第一線公務員のみならずNPO、民間企業など多様化している。こうした主体の違いは、市民へのサービス提供にあたってどのような問題をもたらしうるだろうか。第一線公務員と民間団体（NPO、民間企業、市民団体など）に分けて論じなさい。
		出題の意図	第１問　行政学の基本的分野であるガバナンス、NPMに関する知識を問う問題である。
			第２問　行政学の基本分野である第一線公務員論、政策実施論に関する知識を問う問題である。

平成３１年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目・関連科目】

９月	西洋政治史	問題	第１問　いわゆる「ウィーン体制」が1815年以降のヨーロッパに及ぼした影響について論じなさい。
			第２問　1982年から1998年までドイツ連邦共和国の首相を務めたコール（Helmut Kohl）について論じなさい。
		出題の意図	第１問　革命と戦争という大きな政治変動の後に構築された「ウィーン体制」についての認識を問うことを通じて、19世紀ヨーロッパ政治史の基本的な構造とその展開についての理解ができているかを見ようとした。
			第２問　冷戦の終結と多党化の進行という内外両面での政治変容の中で長期にわたって首相を務めたコールについての認識を問うことを通じて、ドイツ政治とその変容についての基本的な理解ができているかを見ようとした。

平成31年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【専攻科目・関連科目】

9月	国際関係論	問題	第1問　国内政治と国際関係との関係について説明する理論を2つ示し、それぞれの内容を説明しなさい。
			第2問　グローバル・ガバナンスの分野（環境、持続可能な開発など何でもよい）を1つとりあげ、そこでのレジームないしはガバナンスの態様（あり方）について説明しなさい。
		出題の意図	第1問　国際政治と国内政治との連関について理論的に問う問題である。デモクラティック・ピース論、国内観衆費用と戦争開始決定、ツーレベル・ゲームなど様々なモデルのなかから二つをとりあげ、その基本的な理解を問う。
			第2問　人権、環境、軍縮、開発など様々な分野でグローバル・ガバナンスが形成されているが、それぞれの分野によって中心となるアクター（政府、国際機関、NGO、企業など）やガバナンスのモード（ハイラーキー型、ネットワーク型など）も多様である。うち一分野についての知識と分析力を問う問題である。
2月	国際関係論	問題	第1問　国家の政治体制（あるいは政治制度）と戦争の関係について、国際関係論の複数の理論を用いて論じなさい。
			第2問　地球温暖化などの環境問題を解決するために各国が協調して取り組むことは難しいと言われている。環境分野において、なぜ国家間協調が成立しにくいのかを、環境という財や環境問題の解決というサービスの特徴に着目して、説明しなさい。
		出題の意図	第1問　国家の政治体制と戦争の関係についての基礎知識を問う。民主主義国同士という対の関係に注目した民主的平和論の議論をしてもよいし、民主主義国の政治制度の特徴（政治家の　政治生命が有権者の支持に基づくこと、拒否権行使者、政党、マスメディアの存在など）に着目して、旗の下の結集効果、陽動戦争、観衆費用などの議論をしてもよい。民主的平和論の解釈は、規範的なものから制度の特質に基づく説明まで、様々なものがあることも指摘　できるとよい。また、民主化と戦争について言及することもできる。
			第2問　国際公共財の維持と管理について、地球環境問題を題材にして理解を問う。環境を公共財として定義し、フリーライドや集合行為（また集団の大きさ、可罰の難しさ）など、公共財の提供をめぐる問題を理論的に説明する能力を測る。環境問題の性質から、国家間協調の戦略の一つである「しっぺ返し」（可罰や報償）が、使いにくいということを指摘しても良い。

【専攻科目（研究者養成プログラム用）】

9月	国際関係論	問題	いわゆる「人道的介入」について、英国学派(English School)の異なる立場をとりあげ、それぞれの考え方を説明しなさい。
		出題の意図	人びとの保護のための介入をめぐる議論は、英国学派の国際社会論のなかで一つの重要な論点である。多元主義や連帯主義などの基本的な立場をふまえつつ、英国学派による国家の権利や義務、国際社会の秩序観についての理解を問う問題である。
2月	国際関係論	問題	「主権国家体制が変容している」という議論について、①議論の内容を整理した上で、②この議論に対するあなたの見解を、具体的な事例に言及しながら論じなさい。
		出題の意図	いわゆる「ポスト・ウェストファリア体制」をめぐる議論についての理解を問う。主権　　国家とは何かを定義でき、その成立背景についての知識を有していることが前提である。 その上で、主権国家体制の変化についての論点を、具体的な例を挙げながら説明する能力を測る。具体的な事例として、破綻国家の問題、人道的介入や保護する責任論、テロリストなどの非国家主体、EUなどの超国家機関などを挙げることが望ましい。グローバリゼーションの問題を挙げることも可能である。

平成31年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【外国語】

9月	英語	問題	筆答試験では大学外に著作権がある外国語文献のみが使われますので、著作権法の規定により本サイトでは表示できません。ただし教務係にて閲覧することは可能です。
		出題の意図	第1問　本問は，専攻分野にかかわらず，法学・政治学の研究を進めていく上で，最低限の前提となる英文読解力および分かりやすい正確な日本語で表現する能力を試すものである。原文は，著名な法哲学者の基本的な考え方を示すイントロ部分の一部であり，本テーマに関する基礎知識がなくても十分に読み解ける内容である。
			第2問　政治学における基本的テーマの1つである「政治家による有権者の代表」を扱った文献を出題した。採点にあたっては、文章の構造と意味を理解しているかに特に力点をおいた。
2月	英語	問題	筆答試験では大学外に著作権がある外国語文献のみが使われますので、著作権法の規定により本サイトでは表示できません。ただし教務係にて閲覧することは可能です。
		出題の意図	第1問　ごく平易で，具体例も多い文章を（これはテキストブックからの引用である）を正確に読み取ることができるかをみようとする出題である。
			第2問　昨今のヨーロッパ諸国のアジア地域に対する安全保障領域での関与・関心について述べられている本文章は、平易な英文を用いているため、専攻分野を問わず、法学・政治学の研究を進めていく上で必要最小限の英語読解力、さらには日本語翻訳分の作成能力を試すことが可能となる。

平成３１年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験（研究者養成・高度社会人養成プログラム） 問題と出題の意図

【外国語】

９月	ロシア語	問題	筆答試験では大学外に著作権がある外国語文献のみが使われますので、著作権法の規定により本サイトでは表示できません。ただし教務係にて閲覧することは可能です。
		出題の意図	ロシア法やロシアの国家制度に関する基本語彙を含む、やや抽象度の高い文章を翻訳させることによって、ロシア法研究に必要な基本的な文献読解力をみるとともに、あわせて、ロシア法をとりまく諸状況や歴史的背景を理解できているかどうかをもみる。